

北見赤十字病院・北海道立北見病院
地域連携ネットワーク
(略称：日赤・道立ネット)

「利用規程」第1版

目次

第1章 総則

第2章 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用

第3章 ID番号、パスワードなど

第4章 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク参加費用

第5章 機能の削除

第6章 その他

附則

改定履歴

版数	日付	内容
第1版	2024年1月1日	初版発行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北見赤十字病院・北海道立北見病院が運用する地域医療介護福祉ネットワークシステム（以下「北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク」）の利用について必要な事項を定め、患者の診療情報を適正に利用することを目的とする。

2 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークでは、患者のプライバシー保護を厳重に図りながら、診療に必要な情報を北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークに参加する医療機関・歯科診療所、介護福祉施設、調剤薬局等の地域医療・介護福祉にかかわる関係機関（以下「参加施設」という。）で共有するものとする。

(ネットワーク名称)

第2条 ネットワークの正式名称は、「北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク」とする。

2 ネットワークの略称は、「日赤・道立ネット」とする。

3 ネットワークの通称は、地域の患者さん、地域の医療介護福祉従事者から親しみを持っていただける通称を所管委員会で検討し、統括責任者・統括副責任者の了承をもってこれを決定する。

(所管する委員会)

第3条 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの安全かつ効率的な運用及び適正な管理についての審議は、医療情報システム構築委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(統括責任者)

第4条 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを統括し、参加施設の利用を許可、制限するために統括責任者および統括副責任者を置く。

2 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの統括責任者は、北見赤十字病院院長とする。

3 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの統括副責任者は、北海道立北見病院院長とする。

4 統括責任者および統括副責任者は、第1項に規定する制限又は禁止の措置を行うに当たっては、委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する等の理由で委員会の意見を聞くことが出来ない場合は、事後において委員会に報告するものとする。

(システム管理者)

第5条 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの安全かつ適正な管理を行うため、当院にシステム管理者を設置する。

2 システム管理者は、北見赤十字病院地域連携課長をもって充てる。

(利用申請)

第6条 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用を希望する参加施設は、利用の許諾を受けるために利用申請書兼誓約書を統括責任者および統括副責任者に提出しなければならない。

2 システム管理者は、前項の申請書を受領した参加施設についてセキュリティの安全を確認し、参加施設の端末への接続作業を実施する。

(参加施設の管理責務)

第7条 参加施設の責任者は、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの管理責任を負うものとする。また、利用にあたっては北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク担当者を任命し、安全かつ適切な管理・運用に努めなければならない。

(参加施設の責任者)

第8条 参加施設の責任者とは、参加施設の代表者を指す。

(参加施設の責任者の責務)

第9条 参加施設の責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク担当者を通じ、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの適切な管理、利用者情報の変更やそれらの登録・抹消に関して遅滞なく統括責任者および統括副責任者に報告しなければならない。
- (2) 参加施設の責任者と北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク担当者は兼務できるものとし、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの安全かつ適切な管理・運用に努めなければならない。
- (3) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークがインストールされている端末の紛失、盗難時等は、速やかに統括責任者および統括副責任者宛てに書面にて報告を行わなければならない。

(利用者)

第10条 参加施設の責任者は、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを利用する従事者（以下「利用者」という。）を統括責任者および統括副責任者に申請し、ID番号及びパスワードの付与を受けなければならない。

2 参加施設の責任者は、利用者に北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの安全かつ適切な利用のための教育を行い、ID番号及びパスワードの管理を適切に行うように監督指導しなければならない。

(利用者の責務)

第11条 利用者が北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを利用する際には、本規程のほか、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護条例及びその他の法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、原則として、BYOD（私的デバイスの利用）をしてはならない。

3 利用者は、閲覧した情報の記録が当システム上に記録され、統括責任者および統括副責任者により

確認されることを予め了承するものとする。

(閲覧範囲等)

第 12 条 参加施設は、患者登録依頼書を提出し、統括責任者および統括副責任者が許可した場合に患者の診療情報を閲覧することができるものとする。

- 2 患者の診療情報の閲覧範囲については、委員会において定める。
- 3 公開される診療情報は、原則 2024 年 1 月 1 日以降のものとする。ただし、2024 年 1 月 1 日時点で診療情報についてはその半年前までのデータを公開対象とする。
- 4 参加施設は、次の場合に患者の診療情報が閲覧できなくなる。
 - (1) 患者から統括責任者および統括副責任者に対して、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用について不同意の申し出があったとき
 - (2) その他統括責任者および統括副責任者が診療情報の閲覧を禁止する必要があると判断したとき。

(患者の同意)

第 13 条 患者の診療情報を北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークで利用することの同意を得る方法は、院内掲示等による包括同意を原則とする。口頭での説明と同意を原則とし、患者が同意した旨をカルテ等に記載することを推奨する。

- 2 患者から統括責任者および統括副責任者に対して北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用について不同意の申し出があった場合、統括責任者および統括副責任者は、速やかに北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの登録を削除する。

(プライバシー保護対策)

第 14 条 参加施設の責任者は、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを利用する端末にウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。また、その維持管理については参加施設において責任をもって実施する。

- 2 システムに接続できる端末で盗難の恐れのある端末（ノート PC 等）は、鍵のかかる保管庫に保管するなど、盗難防止に努めること。
- 3 覗き込みや成りすましによる使用を防ぐため、パスワード付きスクリーンロック又は自動ログオフ機能を設定すること。
- 4 端末の使用に際しては、画面を人通りの多い側に向けない、窃視防止フィルムを貼るなどの窃視防止に努めること。
- 5 端末は施設内の決められた場所で使用し、外部に持ち出して使用しないこと。
- 6 端末を紛失した場合は、その旨を速やかに統括責任者に書面により報告すること。

(北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークに当たっての禁止事項)

第 15 条 参加施設の責任者及び利用者は、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを通じて取り扱われる患者情報、診療情報及びその他の情報を不正に利用する行為

- (2) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを通じて取り扱われる患者情報、診療情報及びその他の情報を改竄する行為
- (3) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを通じて取り扱われる患者情報、診療情報及びその他の情報を漏洩させる行為
- (4) 他の利用者になりすまして北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを利用する行為
- (5) 有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
- (6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により患者情報、診療情報及び第三者又は北見赤十字病院・北海道立北見病院の個人情報を収集する行為
- (7) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用又は提供を妨げる行為
- (8) 第三者又は北見赤十字病院・北海道立北見病院の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (9) 法令又は公序良俗に反する行為
- (10) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- (11) 第三者に北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを利用させる行為
- (12) 本規程に定める目的以外にその情報を利用する行為
- (13) 診療及び説明を目的としない閲覧、撮影、複製、公開並びに利用者以外への提供等をする行為
- (14) W i n n yその他P 2 Pファイル交換ソフト等をインストールする行為
- (15) 第三者又は北見赤十字病院・北海道立北見病院の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- (16) 北見赤十字病院・北海道立北見病院の信用を傷つけ又は損害を与える行為
- (17) その他、北見赤十字病院・北海道立北見病院が不適切と判断した行為

(責任分界点)

第 16 条 参加施設の故意、重過失及び過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利・利益が侵害されたことが明白な場合には、当該参加施設はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

第 2 章 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用

(利用時間)

第 17 条 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用は、常時可能とする。

2 定期的な保守点検及び事前に予定された修理を行う場合は、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク上の新着情報で事前に利用者に対し通知をしたうえで運用を停止する。ただし、緊急に必要となった保守点検及び修理を行う際は、予告なく運用を停止する場合がある。

(機能等の変更等)

第 18 条 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの機能は、北見赤十字病院・北海道立北見病院が必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の

変更を行った場合は、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの新着情報等を通じて変更した旨を利用者へ周知するものとする。

- 2 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの良好な運用を維持するために必要な場合には、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの機能又は利用時間の変更又は停止を行うものとする。

(サービスの一時停止)

第 19 条 統括責任者・統括副責任者は、次のいずれかが起こった場合に、利用者へ事前に通知することなく、一時的にたじみのネットのサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
- (2) 停電等により、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 災害又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
- (4) 運用面又は技術面の問題により一時的な停止が必要となった場合

- 2 前項により利用者に損害が発生した場合、当院はいかなる責任も負わない。

第 3 章 ID 番号、パスワードなど

(ID 番号等の管理等)

第 20 条 参加施設の責任者及び利用者は、北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの ID 番号・パスワードの管理に関して、次の内容を遵守しなければならない。

- (1) ID 番号及びパスワードを適切に管理するとともに、本人以外に利用させてはならない。
- (2) セキュリティ保持のため、利用者は最終パスワード変更時から 60 日以内にパスワードを変更しなければならない。変更されない場合又は一定期間利用がない場合は、ID 番号を無効とする。
- (3) 前号により ID 番号が無効となった場合は、統括責任者へ申し出ること。再度利用許諾を得た場合、利用再開を行うものとする。
- (4) 参加施設の長は、利用者が退職などの理由により本規程の利用者に該当しなくなった場合、速やかに ID 番号等の取り消しを申請しなければならない。
- (5) 利用者は ID 番号及びパスワードの紛失又は盗難等、外部へ漏えいした恐れがある場合、速やかに参加施設の責任者及び病院長へ届けなければならない。
- (6) 参加施設として北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの利用を中止する場合は、当院が参加施設の端末からアプリ及び証明書を削除する。

(利用者資格等 (ID 番号等) の取り消し)

第 21 条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、ID 番号等を取り消すものとする。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき
- (2) 関係法令、個人情報保護法令の各条項等に違反したとき
- (3) 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク上の診療情報の取り扱いが不適切であり、かつ、当院からの指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき

第4章 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワーク参加費用

(参加費用)

第22条 参加施設は、参加費用並びに北見赤十字病院・北海道立北見病院が北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークの運営及び維持をするために必要な経費の負担をしないものとする。

第5章 機能の削除

(通信内容の削除)

第23条 北見赤十字病院・北海道立北見病院地域連携ネットワークを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、北見赤十字病院・北海道立北見病院が判断し、その内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがある場合
- (2) 法令等の条項に違反した情報がある場合

第6章 その他

(利用規程の改廃)

第24条 本規程を改正又は廃止しようとする時は、委員会の承認を得なければならない。また、本規程の内容を改定又は廃止した場合は、変更した旨を利用者に周知するものとする。

(事務局)

第25条 この規程に定める事務手続き等については、北見赤十字病院 地域連携課・北海道立北見病院 地域医療連携室においてその処理を行うものとする。

(その他必要事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項並びに違反行為については、委員会が別に定め、審議する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、2024年1月1日から施行する。